

漁業センサスの概要

● 漁業センサスの沿革

漁業センサスは、農林水産省所管のもとに昭和24年3月に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごとに実施しているもので、通算すると今回(平成10年)は11回目に当たりますが、昭和33年は調査対象を海面における漁業経営体と漁業協同組合に限定し、「沿岸漁業臨時調査」として実施したため、今回が第10次漁業センサスとなります。

● 調査の目的

漁業センサス(指定統計第67号)を作成し、漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備すること。

● 調査期日

平成10年11月1日現在

● 調査の体系

調査の種類		調査の範囲	調査対象	調査の系統
海面漁業 基本調査	漁業経営体調査	海面に沿う市区町村	漁業経営体	農林水産省—都道府県 —市区町村—指導員 —調査員
	漁業従事者世帯調査		漁業従事者世帯	
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体の所在する市区町村	内水面漁業経営体	農林水産省—地方農政局 —事務所—出張所 —(調査員)
	内水面漁業協同組合調査	内水面漁業協同組合、同連合会の所在する市区町村	内水面漁業協同組合、同連合会	農林水産省—地方農政局 —事務所—出張所
漁業地区 調査	漁業地区概況調査	海面に沿う市区町村	漁業地区	農林水産省—地方農政局 —事務所—出張所 —(調査員)
	漁業管理組織調査		漁業管理組織	
	水産物流通機関調査		魚市場、水産物卸売業者、水産物買受人	
	冷凍・冷蔵工場調査		冷凍、冷蔵工場	
	水産加工場調査		水産加工場	

● 調査の方法

調査員又は出張所職員による調査客体への面接聞き取り調査(一部自計申告)